

VI 日常生活の支援

身知精難

「自立支援給付」を中心にいろいろな福祉サービスを提供し、地域での自立と安心をサポートします。

手続：障がい福祉課

1 障がい福祉サービス

※原則、費用の1割負担並びに食事、光熱水費等の実費負担があります。障がい者とその配偶者、障がい

児の保護者の属する世帯のすべての世帯員が市町村民税非課税の場合は無料です。

介護保険の被保険者の人は、介護保険でのサービスが優先になります。

| 区分 | 福祉サービスの名称 | 福祉サービスの内容 |
|-------|----------------|---|
| 介護給付 | 居宅介護 (ホームヘルプ) | 入浴、排せつ、食事の介護など居宅での生活全般にわたる介護を行う。 |
| | 重度訪問介護 | 重度の肢体不自由、知的又は精神による障がい者に対する居宅での入浴、排せつ、食事の介護のほか、外出の際の移動中の介護など総合的な介護を行う。 |
| | 行動支援 | 知的障がい又は精神障がいにより常時介護が必要な人に、行動する際に必要な援助や外出の際の移動中の介護を行う。 |
| | 同行支援 | 視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等に対して、外出時において当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の支援その他の当該障がい者が外出する際の必要な援助を行う。 |
| | 療養介護 | 医療が必要な人に対して、病院などで日中に行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活上の援助を行う。 |
| | 生活介護 | 障がい者支援施設などの施設で日中に行われる入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動、生産活動の機会提供などの援助を行う。 |
| | 短期入所 (ショートステイ) | 介護する方の病気などによって短期間の入所が必要な人に対して、施設で行う入浴、排せつ、食事の介護を行う。 |
| | 重度障がい者等包括支援 | 常に介護が必要な人に対する居宅介護その他複数のサービスの包括的な援助を行う。 |
| 訓練等給付 | 施設入所支援 | 施設に入所する人に対して、夜間に行われる入浴、排せつ、食事の介護を行う。 |
| | 自立訓練 | 自立した日常生活や社会生活を営むため、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を提供する。 |
| | 就労移行支援 | 就労を希望する方に対して、生産活動などの機会の提供を通じて就労に必要な能力向上のための訓練を提供する。 |
| | 就労継続支援 | 通常の事業所での雇用が困難な方に対して、就労機会の提供と生産活動などの提供を通じて、知識や能力向上のために必要な訓練を提供する。 |
| | 就労定着支援 | 就労移行支援等の利用の後、新たに雇用された方に対して、就労の継続を図るため医療・企業等との連絡調整、相談・助言等の支援を行う。 |
| | 自立生活援助 | 障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしをした方等に対して、一定期間にわたり、日常生活上の必要な情報の提供や助言、関係機関等との連絡調整を行う。 |

| | | |
|--|---|---|
| | きょうどうせいかつえんじょ 共同生活援助 (グループホーム) | ちいき きょうどうせいかつじゅうきょ 地域における共同生活住居において、相談その他日常生活上の援助を提供する。 |
|--|---|---|

| くぶん 区分 | ふくし サービスの 名称 | ふくし サービスの内容 |
|-----------------|-----------------|---|
| 地域相談支援給付 | 地域移行支援 | しせつとう にゆうしょ ひと たし じゅうきょ かくほ た ちいき 施設等に入所している人に対して、住居の確保その他地域における せいかつ いこう かつどう かん そうだん た ひつよう しえん おこな 生活に移行するための活動に関する相談やその他の必要な支援を行 う。 |
| | 地域定着支援 | きょたく において たんしんとう せいかつ しょう しゃ ひと たい じょうじ れんらくたい 居宅において単身等で生活する障がい者の人に対して、常時の連絡体 せい かくほ きんきゅう じたいどう そうだん ほか ひつよう しえん おこな 制を確保し、緊急の事態等の相談やその他の必要な支援を行う。 |
| 計画相談支援給付 | 計画相談支援 | しょう ふくし サービス とう しんせいじ およ しましゅうけつていじ りよう しょう ふく 障がい福祉サービス等の申請時及び支給決定時に、利用する障がい福 し サービス とう しゅるい ないようとう さだ そうだん とうりようけいかくあんおよ 祉サービス等の種類や内容等を定めたサービス等利用計画案及びサ ービス等利用計画を作成する。 しきゅうけつていご きかん とうりようけいかく みなお おこな 支給決定後、モニタリング期間ごとにサービス等利用計画の見直しを行 う。 |

2 障がい児支援サービス

| くぶん 区分 | ふくし サービスの名称 | ふくし サービスの内容 |
|-----------------|-------------------------|---|
| 障がい児通所支援 | 児童発達支援・医療型児童発達支援 | しょう がいをおもちの しゅうがくまえ こ さんが りよういく う 受けるための つうしょ サービスを 行う。 |
| | 居宅訪問型児童発達支援 | つうしょしえん う 受けるために がいしゅつ することが いじむ こんなん しょう がい たい 通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児に対し、 きょたく ほうもん りよういく おこな 居宅を訪問し、療育を行う。 |
| | 放課後等デイサービス | しょう がいをおもちの しゅうがく されている お こ さんが ほうかご なつやすみ 等の ちようき 障がいをおもちの就学されているお子さんが放課後や夏休み等の長期 きゅうかちゆう せいかつ のうりよくこうじょう けいぞくでき りよういく う 休暇中に生活能力向上のため継続的に療育を受けることができるサービス を行う。 |
| | 保育所等訪問支援 | しょう がい がいが ほういくしょとう かよ ばあい そしせつ ほうもん しょう がい じょう たい 障がい児が保育所等に通われる場合、その施設を訪問し、障がい児等に対 しゅうだんせいかつ てきおう せんもんでき しえん ほかひつよう しえん おこな し、集団生活への適応のための専門的な支援やその他必要な支援を行う。 |
| | 障がい児相談支援 | しょう がい じつじょうしえん とう しんせいじ およ しましゅうけつていじ りよう しょう がい じつじょう 障がい児通所支援等の申請時及び支給決定時に、利用する障がい児通所 しえん とう しゅるい ないようとう さだ しょう がい じしえん りようけいかくあんおよ しょう がい じ 支援等の種類や内容等を定めた障がい児支援利用計画案及び障がい児 しえん りようけいかく きくせい 支援利用計画を作成する。 しきゅうけつていご きかん しょう がい じしえん りようけいかく みなお おこな 支給決定後、モニタリング期間ごとに障がい児支援利用計画の見直しを行 う。 |

3 高額障がい福祉サービス等給付費

・高額障がい福祉サービス費の支給

同一世帯内の複数の障がい者(児)が、障がい福祉サービス等を利用し、利用者負担合算額が負担上限月額を超えた場合の超過分を助成するものです。

・高齢障がい者の方の利用者負担軽減制度(新高額障がい福祉サービス費)

65歳に達する日前5年間に、継続して障害福祉サービス等を利用者負担0円で受給していた障がい者について、65歳に達し介護保険サービスを利用した場合、一定条件を満たす場合は利用者負担分を助成するものです。

4 就学前の障がい児通所支援に係る利用者負担の多子軽減措置について

障がい児通所支援を利用している児童と同一世帯に、保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部若しくは情緒障がい児短期治療施設に通う又は障がい児通所支援を利用する児童がいる場合(放課後等デイサービスは学齢期の児童を対象としていることから、本措置の対象外となります。)、障がい児通所支援を利用する児童に係る負担額を引き下げるものです。

5 3歳児から5歳児の児童発達支援等の利用者負担の無償化について

就学前の障がい児を支援するため、以下のサービスについては、対象者の利用者負担を無料とします。(なお、医療費、食費・おやつ代等、障がい児サービス事業所に支払う実費負担分は対象外となります。)

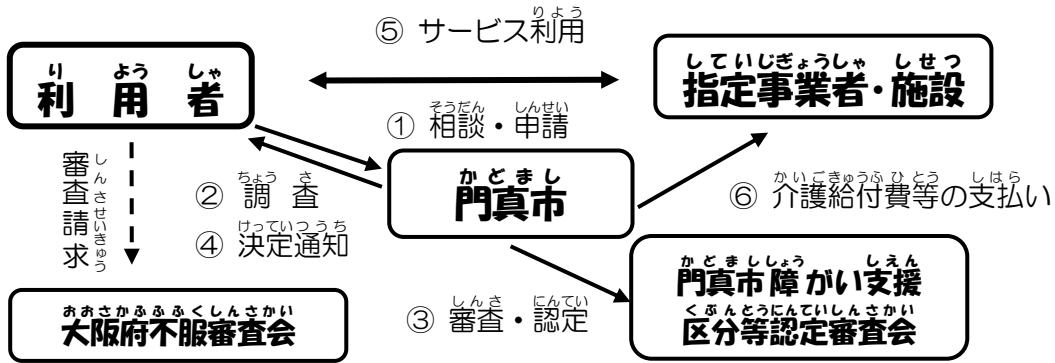
※ 申請手続等はありませんが、ご利用の障がい児サービス事業所に年齢を伝え、無償化対象であることを確認してください。

| | |
|------------------|---|
| <p>対 象 者</p> | <p>3～5歳児 ※ 年度の初日の前日に3・4・5歳である場合をいい、令和5年度の対象者は、お子様が平成29(2017)年4月2日～令和2(2020)年4月1日生まれの方となります。)</p> |
| <p>無料となるサービス</p> | <p>・児童発達支援 ・医療型児童発達支援 ・居宅訪問型児童発達支援 ・保育所等訪問支援 ・福祉型障がい児入所施設 ・医療型障がい児入所施設</p> |

障がい支援区分と介護給付サービスとの関係

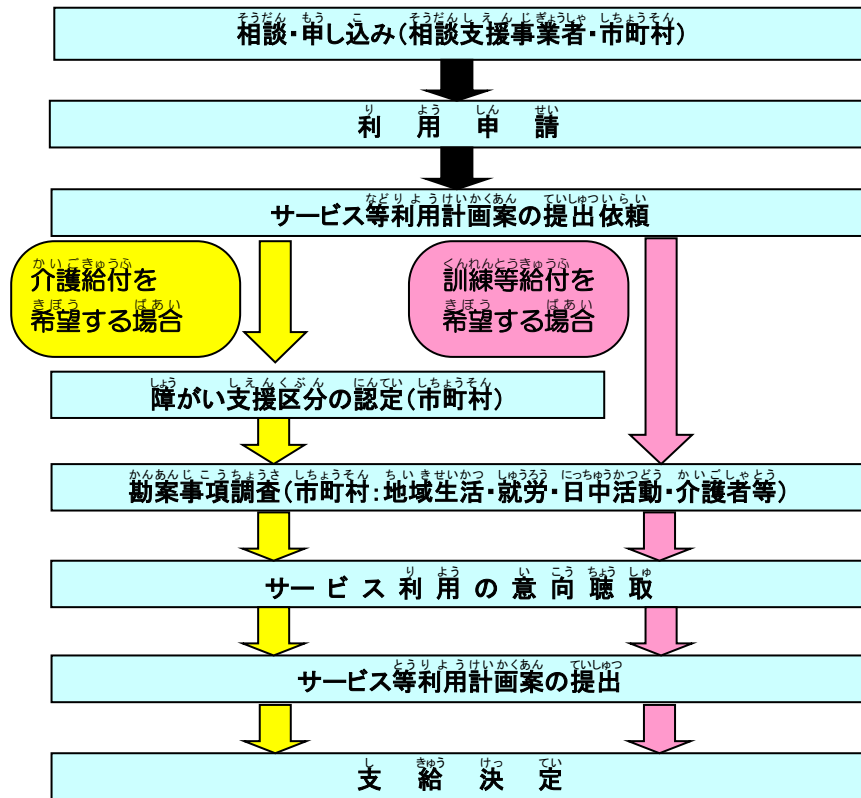
| 区分 | 区分1 | 区分2 | 区分3 | 区分4 | 区分5 | 区分6 | 備考 |
|-------------------------|-----|-------------------|--|---|----------------------------|-----------------|--|
| 居宅介護 | | | | | | | |
| 重度訪問介護 | | | | 重度肢体不自由、知的障がい及び精神障がい等で常時介護を要する人の中で、二肢以上にまひがあり、認定項目の歩行、移乗、排尿、排便がいずれも「できる」以外の人又は行動上著しい困難を有し、常時介護を有する人 | | | |
| 行動援護 | | | 行動上著しい困難があり、常時介護が必要な知的又は精神障がい者(行動関連項目等の合計点数が10点以上の人) | | | | 精神・知的障がいのみ対象 |
| 療養介護 | | | | | 筋ジストロフィー患者又は重症心身障がい者は区分5から | ALS患者等で人工呼吸器装着者 | |
| 生活介護 | | 50歳以上の場合 区分2から | | | | | |
| 生活介護 (施設入所支援を利用する場合) | | | 50歳以上の場合 区分3から | | | | |
| 短期入所 (ショートステイ) | | | | | | | |
| 重度障がい者等包括支援 | | | | | | ※ | ※区分6かつ、ALS、強度行動障がいなど常時介護を要する障がい者で、意思疎通に著しい困難を有し、四肢にまひがあり、呼吸管理がいる身体又は知的障がい者 |
| 施設入所支援 (施設での夜間ケア) | | | 50歳以上の場合 区分3から | | | | |

サービス利用までの流れ



※ やむを得ない事由により、門真市が「措置」によるサービスの提供や施設への入所を、決定する場合があります。

障がい支援区分の認定と支給決定の仕組み



6 地域生活支援事業

門真市における自立生活及び社会参加を促進するために実施しています。

| サービス名称 | サービスの内容等 |
|--|--|
| <p>相談支援</p> | <p>障がい者や家族の相談に応じて必要な援助を行います。 地域の相談支援事業所間の連絡調整や、関係機関と連携による支援を行います。</p> <p>■門真市障がい者基幹相談支援センター「えーる」月～金 9:00～17:30 所在地 門真市桑才新町24-2 地域生活支援拠点ジェイ・エス内 TEL 06-6901-0101 FAX 06-4967-5554</p> <p>障がい者や家族の相談に応じて必要な援助を行います。</p> <p>■門真市障がい者相談支援センター「ジェイ・エス」月～金 9:00～17:30 所在地 門真市御堂町14-1門真市保健福祉センター1F TEL 06-6901-3041 FAX 06-6901-3042</p> <p>■門真市障がい者相談支援事業所「あん」月～金 9:00～17:30 所在地 門真市宮野町2-20東栄ビル 3F TEL 072-885-9999 FAX 072-885-1140</p> |
| <p>意思疎通支援事業</p> | <p>手話通訳者の設置、派遣や要約筆記者(話の内容をその場で文字にして伝える通訳者)の派遣をすることで、聴覚障がい者の円滑なコミュニケーションを図るための支援を行います。</p> |
| <p>緊急時手話通訳者派遣事業</p> | <p>聴覚障がい者又はその家族が病気又は事故により救急車の要請をした場合等の緊急時において、搬送先の病院に手話通訳者を派遣し、緊急時における聴覚障がい者の円滑なコミュニケーションを図るための支援を行います。</p> |
| <p>移動支援事業 (ガイドヘルパー)</p> | <p>屋外移動が困難な人等に外出のための支援を行います。</p> |
| <p>日常生活用具給付等事業</p> | <p>日常生活を便利に、又は容易にするため、特殊寝台等の給付を行います。</p> |
| <p>成年後見制度利用支援事業</p> | <p>知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分であるため、法律行為における意志決定が困難な人に代わって、法的に権限が与えられた後見人が行うことにより、障がい者の生活の支援を行います。</p> |
| <p>日中一時支援事業 (日帰り短期入所事業・ タイムケア事業)</p> | <p>介護者等が介護できない状態の時、一時的又は定期的に見守り等の支援を行います。</p> |

| サービス名称 | サービスの内容等 |
|--|--|
| 社会参加促進事業 身体障がい者自動車運転免許取得費 及び改造費用助成 事業 | 非課税世帯の身体障がい者手帳所持者が、自動車運転免許を取得(障がい等級1級から4級)(免許取得から3ヶ月以内)、自動車の運転装置等を改造(障がい等級1級～6級)する時に費用の一部を助成します。(ただし、本市の実施要綱に適合した場合に限ります。) ※ 平成25年度から対象者が非課税世帯のみとなりました。 |
| 視覚障がい者に対する 発送文書の点字情報サービス 事業 | 視覚障がい1、2級がある人の日常生活の不便を軽減するため、視覚障がいのある人に対して発送する文書について、点字情報サービスを実施します。 |
| その他事業 | スポーツ大会やレクリエーション、創作教室、作品展等の文化活動により社会参加を促進します。また、手話講習会や要約筆記講習会等を開催して奉仕員等を養成します。 |

7 その他の事業

● 緊急時の通報「FAX119」・「メール119」・「NET119」

聴覚障がい及び言語障がいを有する人が、火事や急病等の緊急時に守口市門真市消防署に通報する手段として、

- ① FAXでの119番通報 (FAXで「119」をダイヤルすることで、通報内容を送信)
- ② 電子メールでの119番通報 (専用アドレスにメールすることで通報)
- ③ 専用アプリからの119番通報

※ ②については、事前に登録が必要となります。

③については、守口市門真市消防組合消防本部司令課に問合せ・申込をお願いします。

問合せ先

守口市門真市消防組合消防本部司令課

住所: 門真市殿島町7番1号

FAX: 06-6906-1127

TEL: 06-6906-1122

MAIL: sirei@mkfd119.jp

● 「FAX110番」「メール110番」

事件・事故、緊急事態発生時の聴覚障がい及び言語障がいを有する人の緊急通報用として、FAX及び電子メールによる通報を受理しています。

事件の内容、要件及び発信者の住所(現在の居場所)、氏名並びにFAX番号又はメールアドレスを明記して送信してください。

窓口 大阪府警察本部

・FAX110番

FAX 06-6941-1022

・メール110番(画像送信も可能)

メールアドレス m110@police.pref.osaka.jp

●電話リレーサービス

電話リレーサービスとは、聴覚や発話に困難のある方とその電話の相手方とを通訳オペレータが手話、文字と音声とを通訳し、24時間365日電話で双方向につなぐサービスです。

利用には登録が必要です。一般財団法人日本財団電話リレーサービスのホームページをご覧ください。

・利用できる人 身体障がい者手帳(聴覚障がい、音声・言語機能障がい)のある方
身体障がい者手帳(聴覚障がい、音声・言語機能障がい)は所有していないが、電話の利用が困難な方

上記の対象者が所属する法人も、法人として登録可能です。

問い合わせ先

電話リレーサービスを使ってみよう！(利用登録、利用方法、サービス内容)

(一財)日本財団電話リレーサービス

TEL 03-6275-0910

FAX 03-6275-0913

MAIL info@nftrs.or.jp

HP <https://nftrs.or.jp/>

●門真市遠隔手話通訳サービス

聴覚に障がいをお持ちの方が、自宅や外出先でご自身が持っているスマートフォンやタブレットから、Cisco Webex(シスコ ウェベックス)のアプリを利用し、障がい福祉課の手話通訳職員(設置通訳)とビデオ通話でつながり、離れた場所で手話通訳を受けることができます。

利用対象者 市在住の聴覚障がいのある方(身体障がい者手帳をお持ちの方)

事前登録と事前予約が必要です。

●緊急通報装置の貸与

重度身体障がい者(65歳未満)を対象に、急病等の緊急時に簡単な操作で通報できる装置を貸与します。(固定電話が必須です。)

ただし、生計中心者の所得税額に応じて自己負担があります。

●重度障がい者住宅改造助成事業

下肢、体幹機能障がい又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい(移動機能障がいに限る。)に係る身体障がい者手帳の障がい程度が3級以上の者で、学齢児以上がいる世帯、又は、重度知的障がい者(児)がいる世帯に改造費用(限度額50万円)を助成します。

